

訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけど解約したい…。 そんな時は…クーリング・オフを利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマン等に強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合などに利用できます。

- 1 契約書面を受け取った日を含めて下記期間内に書面で通知します。
- 2 必要事項をハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- 3 クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
- 4 ハガキは「配達記録」か「簡易書留」で送ります。
- 5 支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売 <small>(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む)</small>	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務 <small>(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス)</small>	8日間
業務提供誘引販売 <small>(内職商法、モニター商法)</small>	20日間

- ◆通信販売は、クーリング・オフできません。
- ◆消耗品(化粧品、健康食品等)で、使用した分はクーリング・オフできません。

成年後見制度をご存じですか？

認知症などにより判断能力が低下した高齢者などを、成年後見人等を選任して保護・支援する制度です。詳細は、市町村の地域包括支援センターへお尋ねください。

相談窓口

困ったときは
まず相談！

- 無料です
- 個人の秘密は守ります

- 市町村の消費生活行政担当窓口
- 岡山県消費生活センター(月曜日及び祝日・年末年始は休みます)
TEL (086) 226-0999
- (津山分室)(土・日曜日及び祝日・年末年始は休みます)
TEL (0868) 23-1247

ハガキの書き方(例)

氏名	住所	平成〇〇年〇〇月〇〇日	販売会社名 株式会社	契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	契約解除通知
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	商品名	〇〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	契約金額	〇〇〇,〇〇〇円	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		(既払金〇〇,〇〇〇円)	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇			
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇			
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇			

右記の契約は解除します。
(なお、既払金〇〇,〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。)

※()は既払金があり、商品を受け取っている場合。